

【 I 】 第 2 3 期 事 業 概 要 (平 成 2 2 年 4 月 1 日 から 5 月 3 1 日 ま で)

1. 第 2 3 期 (平 成 2 2 年 4 月 1 日 から 平 成 2 3 年 3 月 3 1 日 ま で) 事 業 承 認

事業計画と収支予算書の決定は平成 2 2 年 3 月 2 6 日 (金) に開催された平成 2 1 年度第 3 回理事会・第 2 回評議員会において、第 2 3 期の当初事業計画と収支予算書が決定され、それに基づき第 2 3 期 (平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで) の事業が承認された。

2. 新公益財団法人の登記

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日に申請していた、新公益法人制度に基づく公益財団法人への移行認定が平成 2 2 年 5 月 2 6 日に内閣府より認定になり、平成 2 2 年 6 月 1 日付けで旧法人の解散登記及び新法人の設立登記を行った。

3. 第 2 3 期 (平 成 2 2 年 4 月 1 日 から 5 月 3 1 日 ま で) 事 業 承 認

旧法人の解散及び新法人の設立に伴い、平成 2 2 年 6 月 1 6 日 (水) 開催の平成 2 2 年度第 1 回理事会及び第 1 回評議員会において、第 2 3 期 (平成 2 2 年 4 月 1 日から 5 月 3 1 日) の事業計画と収支予算が決定され、それに基づき第 2 3 期の事業が承認された。

4. 第 2 3 期 (平 成 2 2 年 4 月 1 日 から 5 月 3 1 日 ま で) 事 業 概 要

当財団は平成 2 2 年の年間の事業活動として、寄付行為第 3 条の目的並びに第 4 条の事業に基づき、第 2 2 期に引き続いて健康の維持・増進に関する医学的・薬学的研究に対する助成、運動を主体とする健康増進に関する科学の研究に対する助成、健康の維持・増進についての医学・薬学および運動を主体とする健康増進に関する科学 (以下「健康科学」という) に関する研究者等の国内留学または海外留学に対する助成、健康科学に関する研究者等の国際交流に対する助成と、健康維持・増進に関する科学の発展に顕著な功績のあった研究者に対し顕彰金の交付を行なうが、平成 2 2 年 4 月 1 日から 5 月 3 1 日の 2 ヶ月間においては助成事業及び顕彰金の交付を行う褒章事業は行わなかった。

同事業は平成 2 2 年 7 月 1 日より研究助成金等の応募募集を始め、同年 9 月末で募集を締め切り、同年 1 2 月の選考委員会を経て、平成 2 3 年 1 月の理事会で受賞者を決定する。同年 3 月に研究助成金等贈呈式を行う予定である。

以上